

別表第1（第2条、第9条関係）

水質検査項目

| No | 項目名 | 基準 |
|----|-------------------|--------------------------------|
| 1 | 一般細菌 | 1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。 |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | ヒ素の量に関して、0.01 mg/1 以下であること。 |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/1 以下であること。 |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、0.3 mg/1 以下であること。 |
| 37 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.05 mg/1 以下であること。 |
| 38 | 塩化物イオン | 200 mg/1 以下であること。 |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300 mg/1 以下であること。 |
| 40 | 蒸発残留物 | 500 mg/1 以下であること。 |
| 46 | 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | 3 mg/1 以下であること。 |
| 47 | pH 値 | 5.8 以上 8.6 以下であること。 |
| 48 | 味 | 異常でないこと。 |
| 49 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| 50 | 色度 | 5 度以下であること。 |
| 51 | 濁度 | 2 度以下であること。 |

備考 この表における項目名は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する項目の一部である。